

つなぐ



袋井特別支援学校
 支援連携課便り ⑧
 令和5年2月9日

本校の児童生徒が卒業後に利用できる、障害がある方のためのサービスの概要を2回にわたってお伝えします。今回は、障害者総合支援法のサービスのうち、介護給付と訓練等給付についてです。

法律	分類	系統	サービス名	サービス内容	
障害者総合支援法	自立支援給付	介護給付	居宅介護 (ホームヘルプサービス)	居宅での入浴、排泄、食事などの介護や家事援助	
			重度訪問介護	重度肢体不自由者の居宅での入浴、排泄、食事などの介護と外出支援	
			行動援護	行動面で特別な注意を必要とする人の見守り、援助や移動中の介護	
			混合系	重度障害者等包括支援	最重度の障害者に対する、様々なサービスを組み合わせた在宅での包括的な介護
			居住系	短期入所 (ショートステイ)	家族の介護が一時困難になった場合の、短期間、夜間も含めた入所施設での生活支援
				施設入所支援	入所施設での、主に夜間に行う入浴、排泄、食事の介護
		日中活動系	生活介護	支援施設での、主に日中に行う入浴、排泄、食事の介護や創作・生産活動等の機会提供	
		訓練等給付	居住系	共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居においての、主に夜間に行われる相談や日常生活の援助
			訪問系	自立生活援助	自宅で自立した生活を営む上での、巡回訪問等での相談、情報提供・助言
			日中活動系	自立訓練	地域で生活する力を身につける一定期間の訓練 機能訓練：主に身体障害者が利用 生活訓練：主に知的障害者が利用
				就労移行支援	就労を希望する障害者が、就労に必要な知識や能力を身に付けるための一定期間の訓練
				就労継続支援	事業所での雇用が困難な障害者の就労の支援 A型：雇用契約を結び給料を受け取る B型：雇用契約を結ばず作業工賃を受け取る
				就労定着支援	就労支援を受けて雇用された障害者の就労継続のための、一定期間の相談、指導等の支援



次回：障害がある方のためのサービスの概要②
 障害者総合支援法の相談支援給付と
 地域生活支援事業について